

## ワーケーション活用型沖縄IT活性化事業補助金交付要綱

令和4年6月27日 商情第20号  
改正 令和5年3月30日 商情第484号

### (通則)

第1条 ワーケーション活用型沖縄IT活性化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、ワーケーションで来訪する県外IT企業・IT人材と、県内IT企業・他産業及び学生等との交流を促進する様々な取組(以下「本取組」という。)に必要な経費の一部を補助することで、相互の連携・協働の活性化を図り、新たなビジネスの創出や地域課題の解決に向けた取組を通して、IT企業を始めとする県内企業の高度化・多様化を促進することを目的とする。

### (補助金の対象、経費及び補助率)

第3条 沖縄県知事(以下「知事」という。)は、本取組に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助金の交付を受けることができる者は、沖縄県内でコワーキングスペースを運営する事業者であって、前条の目的に資するため本取組を継続的に実施していく意思があり、自らが運営するコワーキングスペースについて、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 年間を通して、県外IT企業・IT人材によるテレワークや研修等での利用があること
- (2) 過去に本取組に類似した取組(セミナー、ハッカソン等)を行った実績を有すること

3 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付限度額)

第4条 知事は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(第1号様式)及び添付資料を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(第5号様式)により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

4 知事は、第1項及び第2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条第1項の承認を受けた場合において、当該変更申請を取り下げようとするときは、当該承認の通知を受けた日から10日以内に、変更申請取下書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等(以下「産業財産権」という。)を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに、遂行状況報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 13 条 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書(第9号様式)及び添付書類(以下「実績報告書等」という。)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第 10 号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 17 条 知事は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書(第 11 号様式)又は精算払請求書(第 12 号様式)を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 18 条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第 19 条 知事は、第 8 条第 2 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条第 1 項の交付決定の内容の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(第 13 号様式)を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条第 1 項に定める実績報告書に取得財産等明細表(第 14 号様式)を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第 15 号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 財産の処分を制限する期間は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して別に定める期間とする。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることができる。

(補助金の収益納付)

第 22 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、収益状況報告書(第 16 号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の経理)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類について、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月 27 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき交付決定した補助金については、なお従前の例による。